

R7年 e-AMANO人事届出サービスmanual

【年末調整概要編】 Ver.1.1.1

2025年 10月29日

医療法人裕徳会
よこはま港南台地域包括ケア病院 総務課 高木

1. 管理者が行うこと

- NXからe-AMANOへ家族情報等の再連携
- 配偶者・被扶養者で死亡者がいる場合、死亡年月日のメンテナンス
- 年末調整年度枠の作成
- 職員へ招待メールを送信
- 申告内容を確認・承認、マスターへ反映
- NXへ連携
- 源泉徴収票をWeb公開

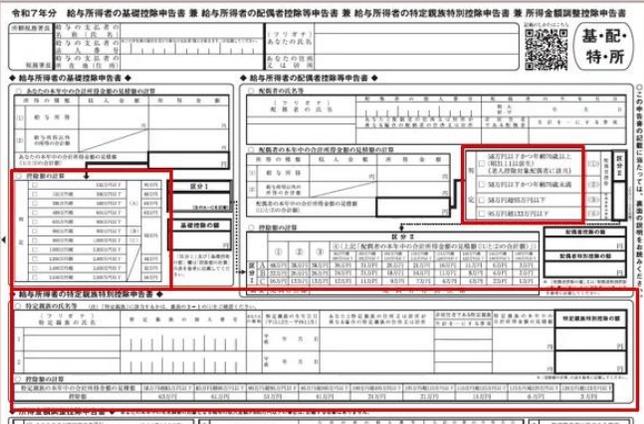
2. 職員が行うこと

- 年末調整に係る申告を入力

e-AMANO 年末調整の流れ



令和7年度の変更ポイント(法令対応1)

No	概要	内容
1	<p>【年末調整法令対応】 基礎控除額等の改正対応</p>	<p>控除額や最低保証額などが改正されたため、これに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎控除の金額が引き上げられました 給与所得控除の最低保証額が、55万円から65万円へ引き上げられました 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要求が、48万円以下から58万円以下へ引き上げられました ひとり親控除の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました 勤労学生の合計所得金額要件が、75万円以下から85万円以下に引き上げられました <p><申告書への影響範囲例></p>  <p>The screenshot shows a tax form with several sections highlighted in red: '基礎控除の額' (Basic Exemption Amount), '給与所得控除の最低保証額' (Minimum Guarantee Amount for Salary Income Deduction), and '同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件' (Total Income Requirement for Same Household Spouse and Dependents). The changes are reflected in the updated values and thresholds within these sections.</p>

1点目は、控除額や最低補償額などが改正されました

令和7年度の変更ポイント(法令対応2)

No	概要	内容
2	<p>【年末調整の法令対応】 特定親族特別控除の対応</p>	<p>居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等からその特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されたため、これに対応します。</p> <p><特定親族とは> 居住者と生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります ※ 年齢19歳以上23歳未満の親族で(配偶者を除く)合計所得金額が58万円以下の場合は、従来通り特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円になります <p><申告書への影響範囲例></p>  <p>特定親族特別控除となります</p>

令和7年度の変更ポイント(法令対応3)

No	概要	内容
3	<p>【年末調整の法令対応】 住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイル(TEG912/TEG913)への対応</p>	<p>マイナポータルから取得可能な、住宅借入金等特別控除証明書(令和5年以降居住開始用(TEG912)と令和6年以降居住開始用(TEG913))の電子ファイル(XMLファイル)を、e-AMANOでインポート可能とします。</p> <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年以前居住開始用のTEG910、令和4年以降居住開始用のTEG911は対応済みです。 TEG910とTEG911は、住宅借入金等特別控除証明書のみであり、別途残高証明書が必要になります。 TEG912とTEG913は、住宅借入金等特別控除証明書と残高証明書が1つの電子ファイル(XMLファイル)に含まれるため、別途残高証明書が必要ありません。但し、一部金融機関が対応していないため、その場合は別途、残高証明書が必要になります。 住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイル(XMLファイル)をインポートした際にエラーとなった場合、その原因が残高証明書の場(残高証明書データがないなど)はお客様から金融機関へ、原因が住宅借入金等特別控除証明書の場合(住宅+増改築のケースなど)は、お客様から国税庁へお問い合わせいただく必要があります。具体的には、国税庁が公開している[XMLファイルからPDFファイルを作成するサイト]を利用しPDFを作成後、お問い合わせいただき、指定された方法で手入力していただきます。

3点目は、住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイル

その他(家族の連携項目追加)

No	概要	内容
4	家族情報の連携項目追加	<p>API連携項目、CSV連携項目ともに、家族情報の下記が連携項目として追加されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間所得見積額 ・源泉控除対象特定親族フラグ <p>TimePro-NX のお客様は、2025/11/05(水) 10:00からダウンロード可能となる、Ver1.2.17.0を適用していただくことで、連携可能となります。</p> <p>なお、連携項目は令和7年度年末調整用に追加された項目ですので、e-AMANOで年末調整を開始する際には、適用前でも問題ございません。e-AMANOの年末調整手続きが完了し、家族情報をe-AMANO→NXへ連携する前までに、必ず更新してください。</p> <p>CYBER XEED のお客様は、2025/10/23(木) 夜間リリース される令和7年度版適用後に連携可能となります。</p>

法改正以外のe-AMANOと給与システムの連携項目が
変更になります